

令和7年度 阪南市立保育所 会計年度任用職員（看護師） 登録者募集要項

こども未来部 こども政策課

市内の公立保育所での保育や職務に必要な熱意を有する方を募集します。

※選考を経て登録者名簿に登録された方より必要数に応じて、任用（採用）します。

※会計年度任用職員として採用されると、一般職の地方公務員となり、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1、職 種 看護師

2、勤務内容 健康に関すること、衛生面についての管理全般及び乳児保育補助。
医療的ケアを必要とする乳幼児の医療的支援。

3、任用期間 勤務開始日～令和8年3月31日
（※年度ごとの任用です。勤務実績に応じて再度任用される場合があります。）

4、資 格 看護師もしくは准看護師免許を有する方
地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方。

【欠格条項】

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

5、任用条件

勤務日	月～金曜日 週5日勤務 （土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始は休み） ※ただし、行事等により土曜日に勤務を命じる場合があります。
勤務時間	① 8:30～16:30 ② 9:00～17:00 （①・②ともに所定労働時間7時間15分 休憩時間45分） ※保育所の都合や行事等により、①か②どちらかの勤務になります。
勤務場所	阪南市立保育所（石田保育所、下荘保育所のいずれか）
報酬等	月額 244,395円～（時給1,605円 地域手当相当分含む） ※採用されるまでの職務履歴によって、市の規定により一部経験加算あり。
各種手当	条件を満たす場合は、費用弁償（通勤費）、期末手当、勤勉手当の支給があります。 ただし、車通勤の場合は全額自己負担により保育所敷地外で駐車場の確保が必要です。 （徒歩及び通勤距離2km未満は支給対象外）
休暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇や特別休暇（忌引休暇など）があります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険（労災）が適用されます。

*その他、勤務条件について、協議を要するときは、こども政策課と保育所長で協議します。